

## 業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 1 項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所  
報告義務者続柄  
氏 名

和歌山県知事 殿

業 態			
業務所	所在地		
	名 称		
品 名		数 量	
報告の事由及びその事由の発生年月日			

# 業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第 30 条の 15 第 1 項の規定により、報告します。

〇〇年△△月××日

住 所 〇〇市▲▲町××  
報告義務者続柄  
氏 名 〇田△雄

和歌山県知事 殿

業 態		診療所
業務所	所在地	〇〇市▲▲町××
	名 称	●●クリニック
品 名		数 量
エフピーOD錠 2.5m g		20錠
報告の事由及びその事由の発生年月日	法人化に伴い廃止 〇〇年△月×日	

- 添付書類 なし
- 記載上の注意事項等
  - 提出部数  
和歌山市内は薬務課へ1部、和歌山市以外は保健所へ2部（1部はコピー可）
  - 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 業態欄には、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること
  - 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること